

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年10月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	小杉町3丁目中央地区再開発準備組合 川崎市中原区小杉町三丁目269番地 理事長 伊藤 奎助
	指定開発行為の名称	(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 高層建築物の新設(第1種行為) 住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目269番地ほか (区域面積:約13,070㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅、商業施設、業務施設の新設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	区域面積:約13,070㎡、延べ面積:約77,000㎡ 建物高さ:約150m(最高高さ:約160m) 計画住宅戸数:約590戸、計画人口:約1,800人
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成21年度 完了予定:平成24年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年10月19日(金)から 平成19年12月3日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所、中原区役所、高津区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年12月3日(月)まで (郵送の場合は、平成19年12月3日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm